

予防接種の種類	対象者	接種回数	助成金額及び助成期間	備 考
成人用肺炎球菌	①65歳の方（接種日当日） ②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能 または免疫の機能に障害のある方（内部障害：手帳1級）	1回	助成金額 3,000円 助成期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日	●左記の年齢に該当し、これまでに定期 接種を受けていない方に個別通知を いたします。 ●予防接種を受ける時に医療機関に予 診票をお持ちください。 ●通知が届いた方でも、過去に任意接種 （自己負担）で予防接種を受けたこと がある方は対象となりません。 ●県内医療機関及び小山地区医師会加入 医療機関で接種することができます。 ※任意接種で带状疱疹の助成を受ける場合 は市内及び小山地区医師会加入医療機関 に限ります。
成人用带状疱疹	下記の生年月日に該当する方及び60歳以上65歳未満の方であつ て、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方。	生ワクチン 1回	助成金額 3,000円 助成期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日	
	65歳 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日			
	70歳 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日			
	75歳 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日			
	80歳 昭和20年4月2日～昭和21年4月1日			
	85歳 昭和15年4月2日～昭和16年4月1日			
	90歳 昭和10年4月2日～昭和11年4月1日			
	95歳 昭和 5年4月2日～昭和 6年4月1日			
100歳以上 大正15年4月1日以前				
※50歳以上で上記年齢以外の方は任意接種として同様の助成が あります。	不活化 ワクチン 2回	助成金額 1回につき6,000円 助成期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日		
季節性インフルエンザ	①65歳以上の方（接種日当日） ②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能 または免疫の機能に障害のある方（内部障害：手帳1級）	1回	助成金額 2,000円 助成期間 令和7年10月1日～令和8年1月31日	●県内医療機関及び小山地区医師会加入 医療機関で接種することができます。
新型コロナウイルス	①65歳以上の方（接種日当日） ②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能 または免疫の機能に障害のある方（内部障害：手帳1級）	1回	助成期間 令和7年10月1日～令和8年3月31日	●県内医療機関及び小山地区医師会加入 医療機関で接種することができます。

※その他、最新の情報については、市のホームページでご確認ください。

予防接種による健康被害救済制度

- 定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなど健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- 予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。
- 給付申請の必要が生じた場合には、健康増進課へご相談ください。



予防接種・感染症対策についての最新情報はこちらから

